

「福岡市共同住宅耐震診断費補助事業」について

福岡市では、災害に強いまちづくりを目的に、平成17年11月1日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震診断費補助事業」に着手しています。

昭和56年5月31日以前に建築された共同住宅の耐震診断に要する費用の一部に補助金を交付しています。耐震診断を希望される方は、是非ご活用ください。

■事前相談

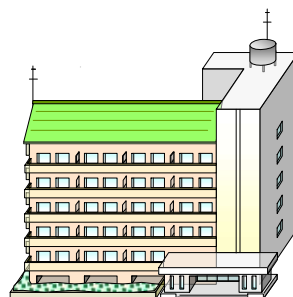
申請者（共同住宅の所有者。区分所有の共同住宅の場合は管理組合団体又は法人。）は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震診断の内容などについて市と必要な協議をお願いします。

※ご注意下さい！

耐震診断をすでに完了した、または耐震診断実施の契約を締結し診断実施中の場合は、この事業の対象とはなりません。

■対象共同住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、3階建以上、かつ延べ面積が1,000㎡以上のもので、建築基準法及び関係法令の規定に適合している、一戸建の住宅、長屋以外の住宅で、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のもの）を含みます。



■耐震診断の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。）別添第1に規定する基準とします。

■耐震診断の実施

耐震診断は、建築士法の規定による建築士事務所との契約により実施してください。

■補助内容、補助金の額

対象となる費用は、耐震診断に要する費用（下記に定める額を限度とする。）のうち、共同住宅の住宅部分の耐震診断に要する費用に2/3を乗じた額以内とします。

イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

★事前相談及び問い合わせ先 福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

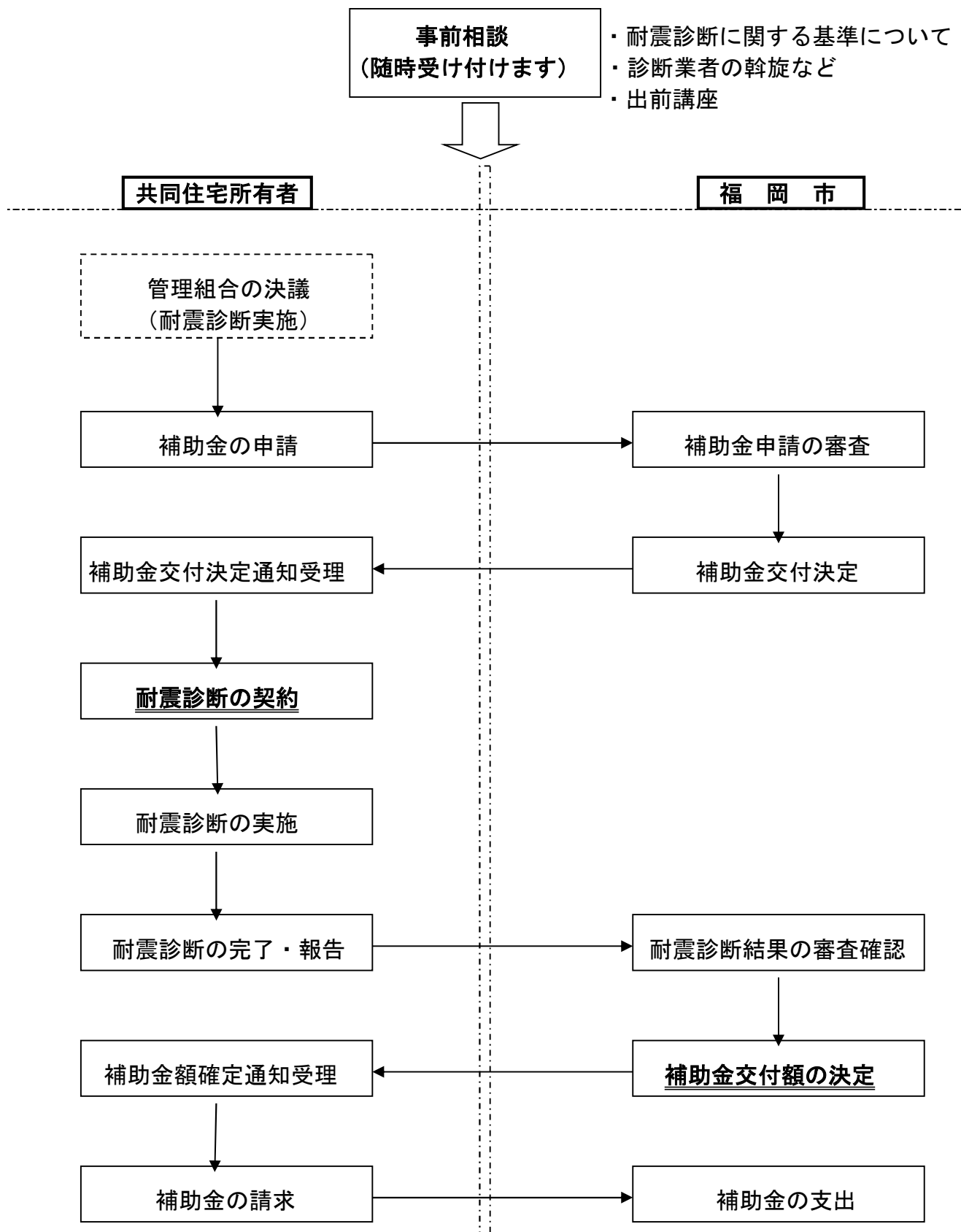
ホームページ: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引越し > 住まいを建て替える・補修する >

耐震工事 > 共同住宅の耐震診断費補助事業（要綱及び様式をダウンロードできます）

（裏面の『**手続の流れ**』をご覧ください）

『手続の流れ』



○代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。